



地震で被害を受けられた皆さまへ しまねの木（県産木材）を 使った住宅の再建を支援します

平成30年度 県内産木材活用被災者住宅再建助成事業

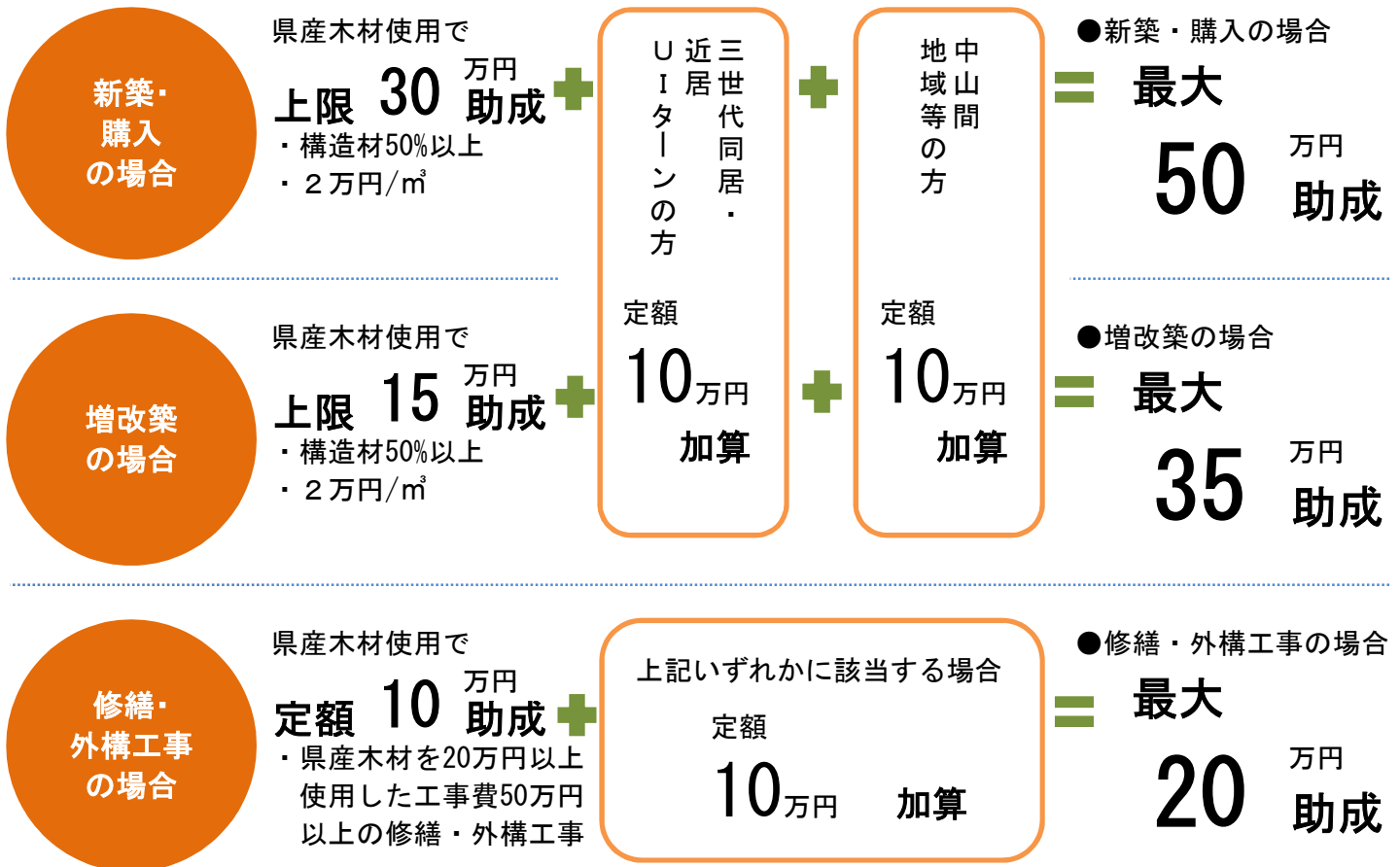
島根県西部を震源とする地震の被害を受けられた方が行う県産木材を使った木造住宅等の新築・購入、増改築などに助成することにより、安心して暮らせる住宅の再建を支援する制度です。

助成対象

島根県西部を震源とする地震により被災した住宅等の所有者
※外構工事以外は罹災証明が必要です。
※外構工事は被災証明が必要です。

対象施設

被災した個人住宅及び当該住宅に隣接して一体的に設置された塀、車庫、倉庫など



※ただし、本事業と「被災者生活再建支援事業」及び「石州瓦産業経営強化支援事業」の助成額合計が実際に掛かった額までとする。
 ※近居は、同一地域(地区公民館区域または直線距離で5km以内)に居住する場合
 ※UIターンは、県内に転入後5年以内の場合
 ※中山間地域等は、島根県中山間地域活性化計画に定める中山間地域、過疎化地域と見なされる区域を含む過疎地域及び半島振興法に指定された地域のいずれかに該当する場合

このほか、金融機関による住宅ローンの金利割引制度や、市町村助成がある場合があります。詳しくは金融機関(山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、しまね信用金庫、JALしまね)・市町村へお問い合わせください。

問い合わせ先 (一社)島根県木材協会 TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087
〒690-0886 松江市母衣町55(林業会館3F)